

高知県耐震改修促進計画

(第 2 期計画)

平成 2 9 年 1 2 月

高知県

用語の定義

本計画における用語の定義は、下表のとおりとする。特に定めのない場合は、耐震改修促進法、同法関係政省令及び関連告示の用語の例による。

特定行政庁 （所管行政庁）	建築主事を置く市町村の区域においては当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については知事をいう。高知県では、高知県知事と高知市長で、耐震改修促進法に基づき特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、指導・助言・指示等を行うことができる。
旧耐震基準	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物に適用されていた耐震基準。
新耐震基準	昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した建築物に適用される耐震基準。
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（耐震関係規定）に適合しない建築物で、同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているもの。
耐震不明建築物	旧耐震基準の建築物。（昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築、改築、大規模な修繕又は大規模な模様替の工事（耐震改修促進法施行令第 3 条各号に該当する場合を除く。）に着手し、検査済証の交付を受けたものを除く。）
住宅	建て方（一戸建・長屋建・共同住宅）、種類（専用・併用など）、利用関係（持家・貸家・分譲住宅など）を問わず、住宅全般。
多数の者が利用する建築物	耐震改修促進法第 14 条第 1 号に掲げる学校、体育館、病院、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもので、特定既存耐震不適格建築物（旧耐震基準）及び新耐震基準の建築物。（別添資料 1 参照）
要緊急安全確認大規模建築物	耐震改修促進法附則第 3 条に規定されている不特定多数の者等が利用する大規模建築物。（耐震不明建築物に限る。）（別添資料 1 参照）
防災拠点建築物	耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、県が耐震改修促進計画で指定する、地震時における応急対策活動の拠点となる建築物や避難所となる施設等。（耐震不明建築物に限る。）
避難路沿道建築物	耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号又は第 6 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、県又は市町村が耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の道路にその敷地が接する一定高さを超える耐震不明建築物。
要安全確認計画記載建築物	防災拠点建築物及び避難路沿道建築物。
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物。

目次

第1章 計画の背景と目的.....	1
1.1 計画の背景.....	1
(1) 第2期計画策定までの経緯.....	1
(2) 想定される地震.....	2
(3) 建築物及び人的被害の想定.....	4
1.2 計画の目的.....	5
1.3 計画の位置づけ.....	5
1.4 計画の期間.....	6
1.5 目標を設定する建築物.....	6
第2章 耐震化の現状と目標.....	9
2.1 第1期計画に基づく取組と耐震化の現状.....	9
(1) 住宅.....	10
(2) 耐震診断義務付け対象建築物.....	12
(3) 多数の者が利用する建築物.....	14
2.2 見えてきた課題と熊本地震からの教訓.....	16
(1) 見えてきた課題.....	16
(2) 熊本地震からの教訓.....	18
2.3 耐震化の目標.....	19
(1) 住宅.....	19

(2) 耐震診断義務付け対象建築物.....	20
(3) 多数の者が利用する建築物.....	20
第3章 耐震化促進のための施策.....	21
3.1 県、市町村、事業者等の役割分担の考え方.....	21
3.2 取組方針.....	22
3.3 需要の掘り起こし.....	24
(1) 支援制度の継続、見直し及び拡充.....	24
(2) 情報提供の充実.....	25
(3) 普及啓発と実態把握.....	26
(4) 相談窓口の設置.....	27
(5) 自主防災組織等との連携.....	27
(6) 基準適合認定建築物の表示制度の普及.....	28
3.4 供給能力の強化.....	29
(1) 事業者の育成.....	29
(2) 技術的支援体制の整備.....	29
(3) 建築物所有者の負担が少ない工法等の開発促進.....	29
3.5 建築物の総合的な安全対策.....	30
(1) ブロック塀の倒壊防止対策.....	30
(2) 窓ガラス、外壁タイルや屋外広告物等の落下防止対策.....	31
(3) 大規模空間を持つ建築物における天井崩落対策.....	31

(4) 地震時におけるエレベーターの閉じ込め等防止対策.....	31
(5) 給湯器の転倒防止対策.....	32
(6) 家具の転倒防止対策.....	32
(7) 通電火災の防止対策.....	32
(8) がけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策.....	32
(9) 瓦屋根の耐震・耐風対策.....	33
第4章 留意事項.....	34
4.1 耐震改修促進法による指導等の実施.....	35
4.2 他の所管行政庁との連携.....	35
4.3 市町村耐震改修促進計画策定に当たっての留意点.....	35
4.4 高知県既存建築物耐震対策推進協議会.....	36
4.5 その他.....	36
(1) 地震保険の加入促進.....	36
(2) 被災建築物応急危険度判定等の実施等.....	37
(3) 別途定める事項.....	37
別添資料.....	1

第1章 計画の背景と目的

1.1 計画の背景

(1) 第2期計画策定までの経緯

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災により6,400人を超える尊い命が失われたが、このうち大部分が建物の倒壊によるものだった。

同震災による建築物の被害状況についての多くの調査・分析によると、昭和56年5月以前に着工された建築物の被害が甚大であることが明らかとなった。

このため、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進することを目的として、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)が施行され、多数の者が利用する建築物(特定建築物)の所有者に耐震診断・耐震改修の努力義務が課されることとなった。

併せて、平成7年度以降、住宅・建築物の耐震化に係る国の補助制度が順次創設・拡充され、これを受けて、本県においても15年度に住宅の耐震診断、17年度に住宅の耐震改修の補助を開始した。

その後発生した新潟県中越地震(平成16年10月)、福岡県西方地震(平成17年3月)などを受けて、地震による死者数を半減させること等を目的に、建築物の耐震化をより一層促進する必要性から、平成17年11月に耐震改修促進法が改正され、翌年1月に施行された。この改正により、特定建築物の対象が拡大されるとともに、計画的な耐震化の推進に向けて、国は基本方針を、地方自治体は耐震改修促進計画を策定することとなり、国の基本方針においては、住宅及び特定建築物に係る具体的な耐震化の目標が定められた。

これを受けて、本県においても、平成19年3月に、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化目標を設定した「高知県耐震改修促進計画」(第1期計画)を策定し、耐震化の啓発、補助等の支援制度の創設、事業者の育成等の取組を進めてきた。

その後も大規模な地震が発生しており、特に東日本大震災(平成23年3月)は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、熊本地震(平成28年4月)では、震度7の揺れが連続して発生し、大きな被害を受けている。

一方で、建築物の耐震化が全国的に当初の目標を達成していないことから、平成25年5月に耐震改修促進法が改正され、同年11月に施行された。この改正により、大規模建築物等の所有者に耐震診断を義務付けるとともに、全ての既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震化の努力義務を課すなど、耐震化の更なる取り組みが強化されたところである。

建築物の耐震化は、様々な地震対策の入り口となる最も重要な取り組みである。住宅を含め建築物の耐震化が十分に行われなければ、倒壊により多くの命が失われるだけでなく、地震火災の発生・拡大、津波からの逃げ遅れ、道路閉鎖による避難や救助活動の妨げにつながる。さらに、住宅を失った被災者のための避難所の確保、応急仮設住宅の供給等が必要になる。

本県に甚大な被害をもたらすと考えられる南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率[※]は70%程度とされており、死者数を限りなくゼロとするためには、建築物の耐震化が急務となっている。

このため、第1期計画は必要に応じて一部改定を繰り返してきたが、当初の策定から10年余り経過したこともあり、これを引き継ぎつつ、見えてきた課題を踏まえて全面改定することとし、全ての建築物の耐震化を促進するため、「高知県耐震改修促進計画」(第2期計画)を定めることとする。

(2) 想定される地震

南海トラフを震源とする南海地震は、これまで概ね100年から150年ごとに発生し、本県は繰り返し大きな被害を受けてきた。また、過去には何度も東海、東南海、南海の3つの地震が連動して発生しており、そのたびに西日本の太平洋側は大きな被害を受けている。

昭和21年に発生した昭和南海地震から70年以上が経過し、(1)で述べたとおり国から示された南海トラフ地震の発生確率^{*}は、今後30年以内で70%程度となっている。

このように周期的に発生し、切迫度が高まってきている南海トラフ地震だが、過去に発生した地震の規模や発生場所は様々であり、次に起きる地震の規模等を特定することは困難である。

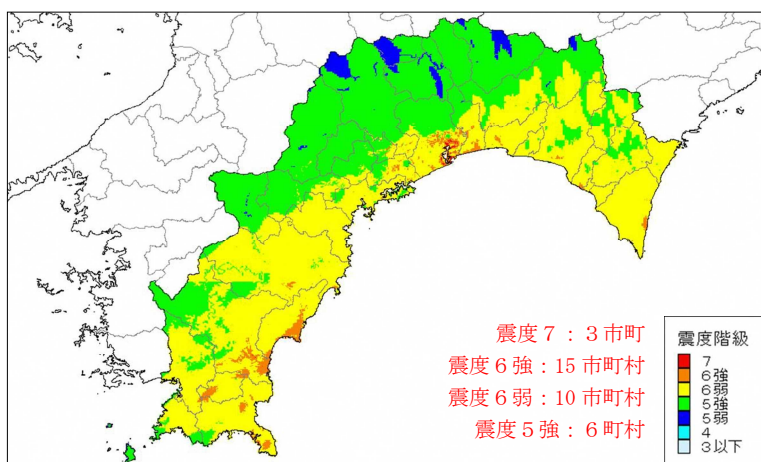
このため、本県では様々な南海トラフ地震対策を展開するにあたり、規模の異なる以下の2つの地震・津波を想定しているが(図表1-1, 1-2)、本計画では、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波(L2)への対策を中心に取り組むこととする。

- ・発生頻度の高い一定程度の地震・津波(L1)
- ・発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波(L2)

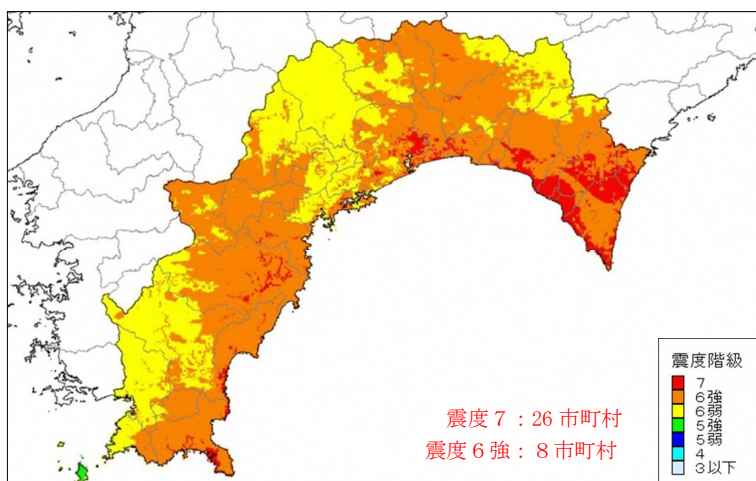
※『平成29年(2017年)1月1日を基準日として算定した地震の発生確率値』

平成29年1月13日地震調査研究推進本部地震調査委員会

図表1-1 震度分布図(L1)



図表1-2 震度分布図(L2)



(3) 建築物及び人的被害の想定

県は、南海トラフ地震(L2)が発生すると、揺れにより倒壊・全壊する建築物8万棟、死者約4万2千人、負傷者約3万6千人、被災者約45万人、直接被害額約9兆円という、甚大な被害が発生するが、建築物の耐震化が進むことによって、これらの被害を大幅に減らすことができると想定している。(図表1-3)

項目	被害想定 L1	被害想定 L2	建築物の耐震対策後の被害想定 (L2)
建築物被害全数	38,000棟	159,000棟	
揺れによる被害	15,000棟	80,000棟	9,400棟
人的被害 全死者数	11,000人	42,000人	
建築物倒壊による死者数	940人	5,200人	510人
人的被害 全負傷者数	14,000人	36,000人	
建築物倒壊による負傷者数	12,000人	33,000人	6,500人
避難者数(発生1日後)	191,000人	451,000人	294,000人

図表1-3 被害想定

(注)被害想定数は「高知県版南海トラフ巨大地震による被害想定の概要(平成25年5月15日)」から被害が最大となるケースを抜粋。

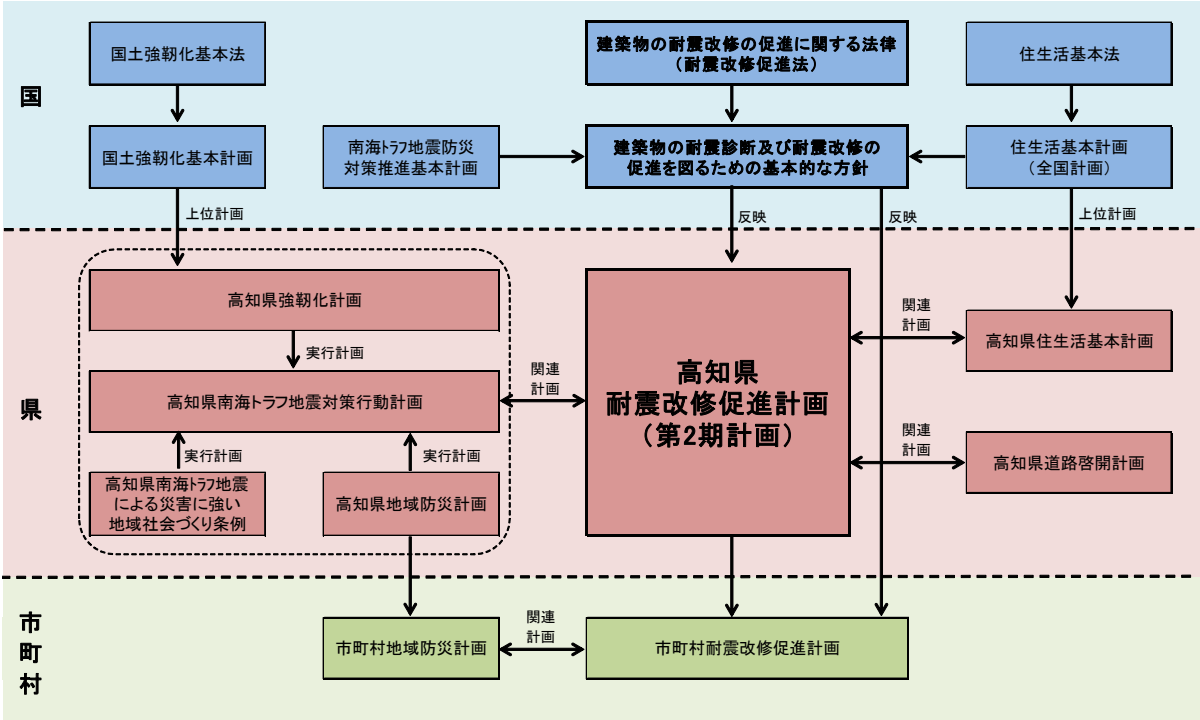
1.2 計画の目的

本計画は、南海トラフ地震などの大地震による死者を限りなくゼロにするため、旧耐震基準で建築された建築物(以下、「旧耐震建築物」という。)を中心に全ての建築物において、地震(L2)に対する安全性の向上及び発災直後の防災拠点等の機能維持の向上を計画的に促進し、倒壊等による被害を軽減することによって県民の生命及び財産を保護することを目的とする。

1.3 計画の位置づけ

本計画は、「高知県強靱化計画」(平成 27 年 8 月)、「高知県地域防災計画(震災対策編)」(平成 26 年 9 月改定)及びそれらの基本的な考え方を実現するための実行計画となっている「高知県南海トラフ地震対策行動計画」(平成 28 年 3 月策定(第 3 期))の関連計画として、耐震改修促進法第 5 条第 1 項の規定に基づき、国が示した基本方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)を踏まえ、県内の既存建築物の耐震診断・耐震改修等に関する施策の方向性を示す計画として策定するものである。(図表1-4参照)

図表1-4 高知県耐震改修促進計画(第2期計画)の位置付け



1.4 計画の期間

平成29年度から平成37年度までの9年間の第2期計画の計画期間とする。なお、目標値については平成32年度を目途に中間検証を行うとともに、耐震化の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを行うものとする。

1.5 目標を設定する建築物

平成25年の耐震改修促進法改正を受け、新たに耐震診断義務付け対象建築物を加えた図表1-5に掲げる建築物に対して目標を設定する。

図表1-5 対象建築物

住宅		建て方（一戸建・長屋建・共同住宅）、種類（専用・併用など）、利用関係（持家・貸家・分譲住宅など）を問わず、住宅全般。
耐震診断義務付け対象建築物	不特定多数の者等が利用する大規模建築物(要緊急安全確認大規模建築物)	耐震改修促進法附則第3条に規定されている不特定多数の者等が利用する大規模建築物。（耐震不明建築物に限る。）（別添資料1参照）
	防災拠点建築物(要安全確認計画記載建築物)	耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、県が耐震改修促進計画で指定する、地震時における応急対策活動の拠点となる建築物や避難所となる施設等。（耐震不明建築物に限る。）（指定の考え方は※1参照）
	避難路沿道建築物(要安全確認計画記載建築物)	耐震改修促進法第5条第3項第2号又は第6条第3項第1号の規定に基づき、県又は市町村が耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の道路にその敷地が接する一定高さを超える耐震不明建築物。（緊急輸送道路等の指定の考え方は※2、避難路沿道建築物の高さ要件のイメージは※3参照）
多数の者が利用する建築物		耐震改修促進法第14条第1号に掲げる学校、体育館、病院、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもので、特定既存耐震不適格建築物（旧耐震基準）及び新耐震基準の建築物。（別添資料1参照）

※1 防災拠点建築物の指定の考え方

地域防災計画等に位置付けられた以下の防災拠点で、所有者の意見聴取等条件の整ったものから防災拠点建築物の指定を行うこととする。

- ①高知県道路啓開計画の広域の防災拠点
- ②市町村災害対策本部庁舎
- ③県の所管部局が早急に耐震化の必要があるとした建築物
- ④市町村が計画記載を要望する建築物

(①②は、報告期限までに建替えや耐震改修を終えた、または着手するものを除く)

高知県道路啓開計画 (Ver.2)

南海トラフ地震発生直後には、揺れや津波により、各地で道路の寸断や情報の錯綜・断絶が発生し、負傷者の救助、救出や支援物資の輸送等に大きな支障が出るものと想定される。高知県道路啓開計画は、事前に、優先して啓開すべき防災拠点と防災拠点に至るルート、啓開作業を行う建設業者や手順などを定め、これを関係機関が認識、共有することにより、地震発生後における早期の道路啓開を目指すものである。

高知県道路啓開計画は、市町村と県(南海トラフ地震対策推進地域本部)が連携して選定した「地域の防災拠点」1,253箇所と、県(危機管理・防災課、医療対策課)が選定した「広域の防災拠点」40箇所の計1,293箇所について、啓開ルートや啓開日数、啓開作業の手順書、啓開作業にあたる建設業者の割付けなどを定めたものである。

※2 緊急輸送道路等の指定の考え方

耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づく地震時に通行を確保すべき道路は、地震発生時に、広域的な避難や支援物資の輸送のための道路を確保することを目的とし、高知県道路啓開計画のルートを踏まえ、以下のうち、必要な道路を指定することとする。

- ①広域の防災拠点とインターチェンジを結ぶ道路
- ②県外からの救援ルートとなる国道
- ③総合防災拠点と地域の防災拠点のうち市町村の災害対策本部を結ぶ道路

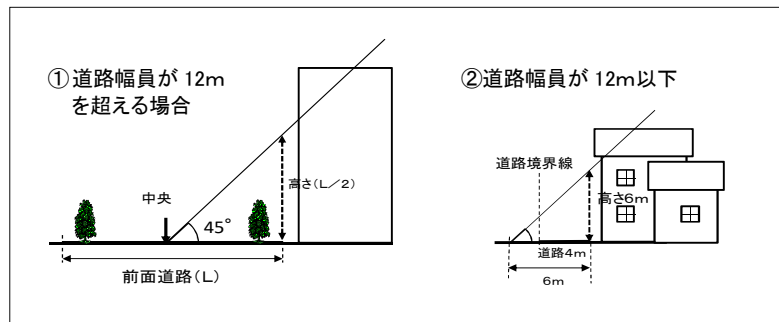
ただし、以下に示すケースなどにより指定する道路が確定しない場合は確定してから指定することとする。

- (1)報告期限までに、接続する防災拠点の移転設計等に着手する場合
- (2)報告期限までに、バイパスが開通すると見込まれる場合
- (3)防災拠点が長期浸水エリア内にあるなど、国道と防災拠点を結ぶルートを特定できない場合
- (4)報告期限までに、沿道建築物の除却が見込まれる道路拡幅工事等の着手が予定されている場合

また、高速自動車国道、高速自動車国道に並行する自動車専用道路(須崎道路、窪川佐賀道路、中村宿毛道路など)、一般国道の自動車専用道路、地域高規格道路は、原則として指定しないこととする。

さらに、当該道路に高速自動車国道、高速自動車国道に並行する自動車専用道路、一般国道の自動車専用道路、地域高規格道路が並走しており、当該道路の部分の代替機能を果たす場合は、原則として当該道路の部分は指定しないこととする。

※3 避難路沿道建築物の高さ要件のイメージ



上図のように、45°で見上げた線にかかる建築物が該当する。

第2章 耐震化の現状と目標

2.1 第1期計画に基づく取組と耐震化の現状

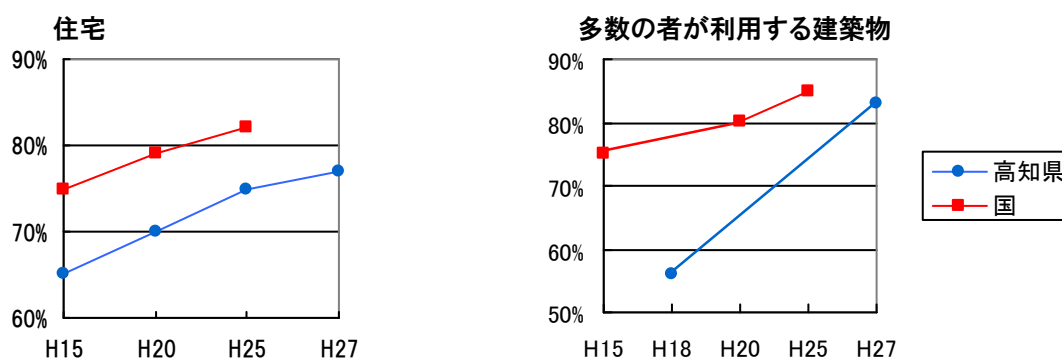
県は、第1期計画において、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年度末までに90%とする目標を掲げ、図表2-1に掲げる方針に基づき、建築物の所有者に対する耐震化に関する相談体制の整備、啓発、財政的支援等、様々な取組を行ってきた。

図表2-1 第1期計画の主な取組

対象建築物	取組方針	取組内容
共通	・ 啓発の推進	・ 地震防災マップの作成等の危険性周知
住宅	・ 補助等支援制度の創設・推進 ・ 啓発の推進 ・ 事業者の育成	・ 住宅耐震相談センター等の設置 ・ 診断・設計・改修への支援 ・ 診断無料化、設計・改修への上乗せ補助の実施（に向けての市町村への働きかけ（別添資料2）） ・ 戸別訪問の実施、代理受領の導入へに向けての市町村への働きかけ（別添資料2） ・ 啓発チラシの作成と市町村・事業者等への提供（別添資料3） ・ 新聞・テレビCM、防災イベント等による耐震化の啓発、補助制度の周知 ・ 耐震診断士、事業者の登録（別添資料4） ・ 低コスト工法講習会の開催等を通じた事業者の育成（別添資料5）
耐震診断義務付け対象建築物	・ 要安全確認計画記載建築物の指定 ・ 補助等支援制度の創設・推進	・ 避難路沿道建築物所有者に対する説明会の実施 ・ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表 ・ 診断・設計・改修への支援
多数の者が利用する建築物	・ 補助等支援制度の創設・推進 ・ 体育館等の大規模空間を有する建築物の天井崩落対策等の啓発	・ 耐震化の啓発と進捗状況の把握 ・ 診断・設計・改修への支援 ・ 防災査察での天井崩落対策等に係る注意喚起
公共建築物	・ 計画的な耐震化	・ 県有建築物の耐震化実施計画の策定・実行 ・ 市町村有建築物の耐震化の働きかけ

第1期計画では平成27年度末時点での耐震化の目標を住宅、多数の者が利用する建築物ともに90%としていたが、平成27年度末時点で、住宅は約77%、多数の者が利用する建築物は約83%と、ともに目標に達成しておらず、いずれも国の全国平均推計値を下回っている。(図表2-2)

図表2-2 耐震化の現状



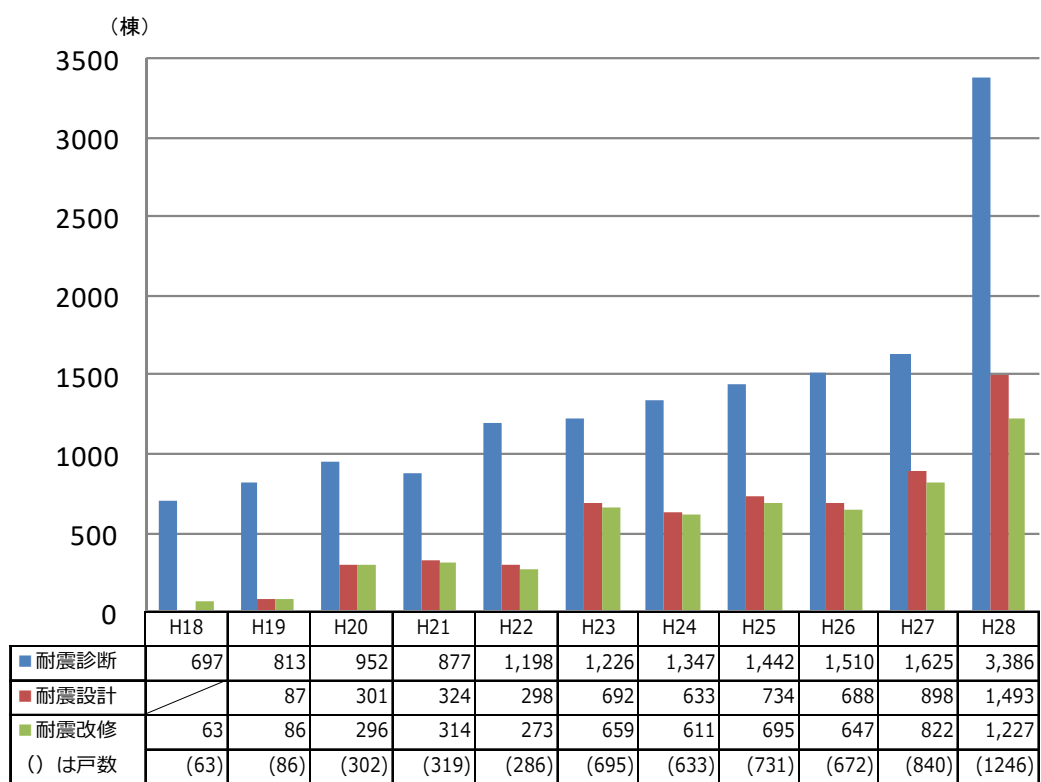
目標を設定した建築物を中心に、具体的な取組及び現状について記すと、次のとおりである。

(1) 住宅

図表2-1の取組により、平成27年度末までに4,466棟(4,267戸)の住宅の耐震改修を支援(図表2-3)した。

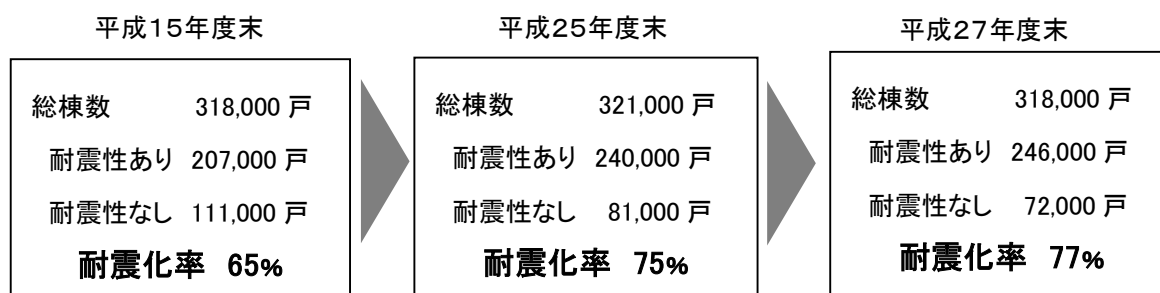
平成25年の住宅・土地統計調査によると、高知県内の住宅総数は約32.1万戸である。このうち、新耐震基準で建設された住宅が約20.8万戸あり、旧耐震基準で建設された約11.3万戸のうち、国の推計方法に準じて推計を行うと、補助による実績を含め、約3.1万戸は耐震性を有しているものと考えられることから、平成27年度末の耐震化率は約77%であると推計している。(図表2-4)

図表2-3 住宅耐震化に係る補助の実績（H28年度末）



(注) 耐震設計への補助は H19 から実施

図表2-4 住宅の耐震化の状況



(2) 耐震診断義務付け対象建築物

◆ 要緊急安全確認大規模建築物

平成27年12月31日までに耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁へ報告することが義務付けられており、対象となる60棟の建築物について、県(及び高知市)は平成29年1月20日に当該結果をとりまとめて公表した。(図表2-5)

◆ 防災拠点建築物

第1期計画期間中に、163棟の建築物(別表1-1、別表1-2参照)を指定した。指定した建築物の耐震診断結果の報告数及び報告期限は、図表2-5のとおりである。

また、本計画では新たに13棟の建築物(別表1-3参照)を防災拠点建築物として指定し(報告期限:平成33年3月31日)、今後も必要に応じて追加指定を行っていく。

◆ 避難路沿道建築物

平成27年度に、広域の防災拠点とインターチェンジを結ぶ道路及び県外からの救援ルートとなる2桁国道のうち別表の道路(別表2-1及び別図2-1、別表2-2及び別図2-2参照)を、平成28年度に、県外からの救援ルートとなる3桁国道及び総合防災拠点と地域の防災拠点である市町村の災害対策本部を結ぶ道路等のうち別表の道路(別表2-3及び別図2-3参照)を指定した。

この結果、332棟の建築物に耐震診断が義務付けられることとなった。これらの建築物の耐震診断結果の報告数及び報告期限は、図表2-5のとおりである。

これらの建築物の耐震化に対する支援の実績は図表2-6のとおりである。

図表2-5 耐震診断義務付け対象建築物の状況（H28年度末）

	対象建築物の内容	対象 建築物数	報告数	報告期限（計画記載日）
要緊急安全確認大規模建築物	不特定多数の者等が利用する大規模建築物	60	60	H27.12（－） ※H29.1.20公表
要安全確認計画記載建築物 （本計画に建築物又は道路を記載することにより診断を義務化）	防災拠点建築物 （別表1-1,1-2）	163	46	別表1-1：H31.3（H27.8） 別表1-2：H32.3（H28.6）
	避難路沿道建築物 （別表2-1,2-2,2-3）	332	3	別表2-1：H31.3（H27.8） 別表2-2：H31.3（H27.11） 別表2-3：H32.3（H28.6）

図表2-6 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化に係る補助の実績（H28年度末）

	要緊急安全確認 大規模建築物	防災拠点建築物	避難路沿道建築物
耐震診断	7	67	2
耐震改修設計	4	162	1
耐震改修工事	0	112	0

(3) 多数の者が利用する建築物

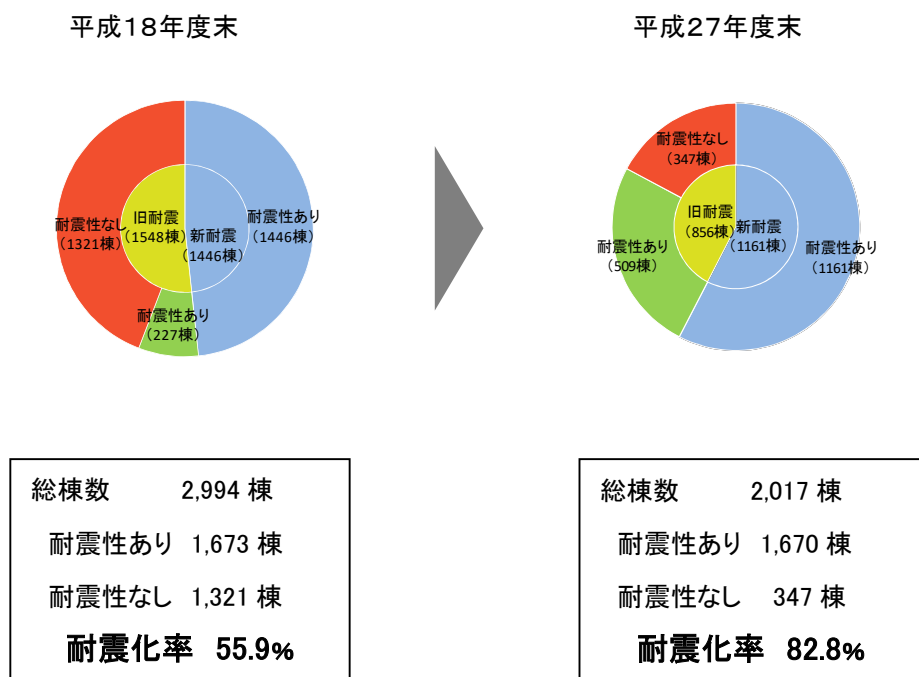
県の実施した調査結果から、平成27年度末の多数の者が利用する建築物(国・政府機関所有等建築物は除く(以下同じ))は、県内に2,017棟あると考えられる。

そのうち新耐震基準に基づいて建築された建築物は1,161棟(約57.6%)であり、旧耐震基準に基づいて建築された856棟のうち、耐震性を有すると考えられる建築物が508棟(約25.2%)である。

このことから、1,669棟の建築物が耐震性を有していると考えられ、平成27年度末の耐震化率は約82.8%と推計している。(図表2-7、2-8)

なお、公営住宅の耐震化率については、県営住宅は100%、市町村営住宅は92%(いずれも平成27年度末)となっている。

図表2-7 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況



図表2-8 旧耐震基準の多数の者が利用する建築物(用途別)の耐震化の状況
(H27 年度末)

建物用途		対象棟数 (A)	耐震診断実施(B=C+D)				耐震性あり (F=C+E)	耐震改修未 実施の棟数 (G=A-F)
				耐震性あり(C)	耐震性なし(D)			
					うち、耐震改修 実施済(E)			
学校		343 棟	341 棟	21 棟	320 棟	303 棟	324 棟	19 棟
病院・診療所		69 棟	42 棟	1 棟	41 棟	19 棟	20 棟	49 棟
劇場・集会場等		15 棟	10 棟	1 棟	9 棟	5 棟	6 棟	9 棟
店舗等		38 棟	6 棟	0 棟	6 棟	5 棟	5 棟	33 棟
ホテル・旅館等		40 棟	9 棟	0 棟	9 棟	2 棟	2 棟	38 棟
賃貸共同住宅等		165 棟	70 棟	61 棟	9 棟	8 棟	69 棟	96 棟
社会福祉施設等		52 棟	41 棟	9 棟	32 棟	24 棟	33 棟	19 棟
公益上必 要な建築 物	消防庁舎	2 棟	2 棟	0 棟	2 棟	2 棟	2 棟	0 棟
	警察庁舎	3 棟	3 棟	0 棟	3 棟	2 棟	2 棟	1 棟
	その他の一般庁舎	29 棟	25 棟	1 棟	24 棟	14 棟	15 棟	14 棟
その他		100 棟	48 棟	9 棟	39 棟	22 棟	31 棟	69 棟
合計		856 棟	597 棟	103 棟	494 棟	406 棟	509 棟	347 棟

2.2 見えてきた課題と熊本地震からの教訓

(1) 見えてきた課題

平成 28 年度に県民の防災意識や地震防災対策の現状を把握するために本県が実施した県民へのアンケート調査結果(図表2-9)によると、住宅の耐震診断を受けていない理由として、「どんなに耐震化しても大地震にあえば被害は避けられないと思う」、「自宅が地震に弱いと思っているので受ける意味がない」などの、事業効果への理解が十分に得られていない回答のほか、「耐震診断の費用がかかる」、「耐震診断の結果、耐震改修などが必要になっても費用が出せない」などの、費用負担を意識した回答が多く挙げられている。これは住宅に限らず建築物全般に関しても同様の理由が想定される。

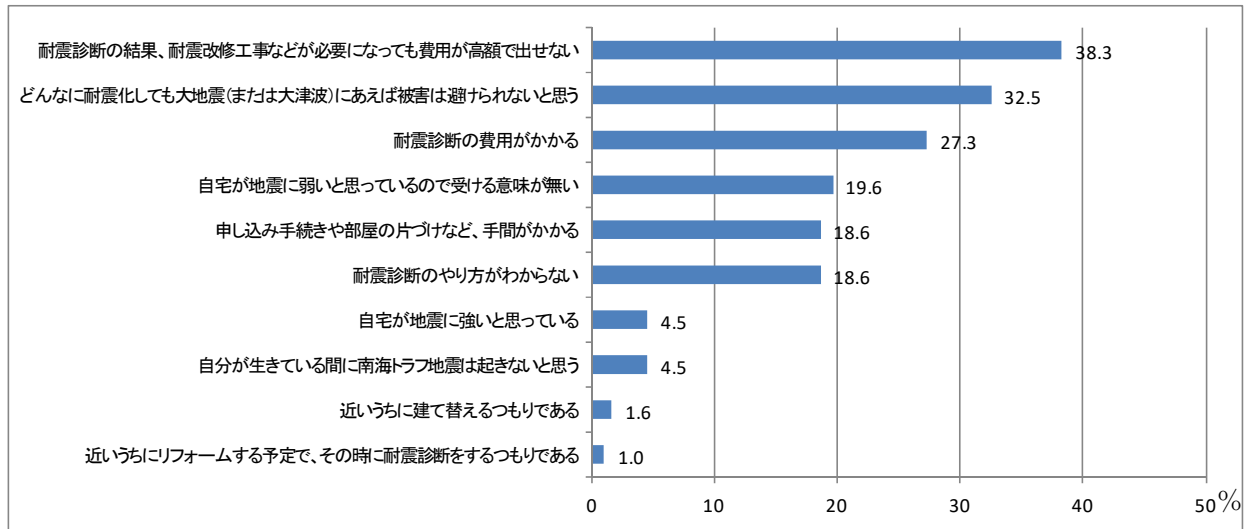
また、平成 19 年度に木造住宅耐震化に係る事業者登録制度を開始し、登録数が着実に増えてきたものの、全ての事業者が継続的に実働しているわけではなく、特に平成 28 年4月の熊本地震以降に急増した耐震診断の申込に対応できない状況も見られた。加えて、平成 27 年度に実施したアンケート調査によると、低コスト工法を採用していると回答した事業者は全体の 14%にとどまっている。

さらに、要安全確認計画記載建築物が鉄筋コンクリート造 96 棟、鉄骨造 157 棟、木造 245 棟あるのに対し、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断を行うことができる講習修了者のいる県内の建築士事務所は、対応できる構造別に鉄筋コンクリート造は 20 事務所、鉄骨造は 15 事務所、木造は 48 事務所など(平成 29 年度 1 月公表分)となっており、特に鉄骨造に対応できる事務所が少ない。

これらのことから、第 1 期計画で掲げた目標が未達となっている主な要因は、耐震化の必要がないと思っている人や耐震化の費用負担が大きいと感じている人が多いこと、県で推進している低コスト工法を活用できる事業者が少ないこと、さらに非木造の建築物の耐震診断及び耐震改修を実施できる事業者そのものが少ないことなどであると考えられる。

また、県の別の試算によれば、耐震性を有する避難所等が不足していることも明らかになってきており、この点も課題である。

図表2-9 住宅の耐震診断を受けていない理由（H28年度県民世論調査より）



(注) 県内に居住する満18歳以上の県民3,000人を対象

(2) 熊本地震からの教訓

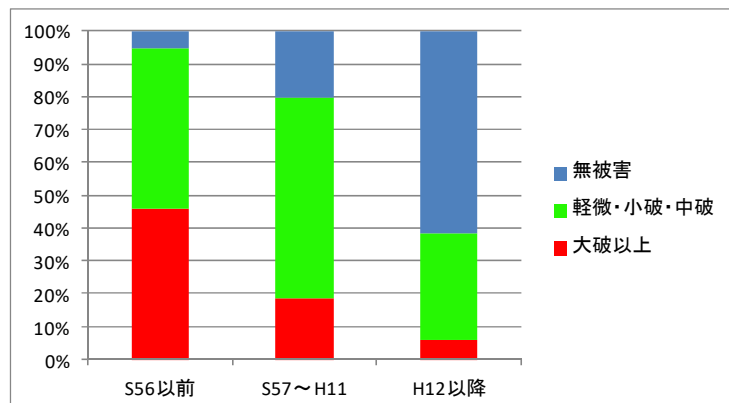
平成28年4月に発生した熊本地震における建築物被害について、国が設置した「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会」の報告書によると、次の特徴が見られた。

- ① 旧耐震基準の木造建築物の倒壊率は、新耐震基準によるものと比較して顕著に高かった。その原因として、新耐震基準木造建築物は旧耐震基準の約1.4倍の壁量が確保されていることが考えられる。
- ② 新耐震基準木造建築物のうち接合部の仕様が不十分であったものについて、一定の被害が見られた。
- ③ 防災拠点等となる建築物においては、構造部材の部分的な損傷、非構造部材の落下等により、地震後の機能継続が困難となった事例が多く見られた。

上記の報告結果に対する国の取組方針は次のとおりである。

- ①' 旧耐震基準の木造建築物の耐震化を一層促進させる。
- ②' 新耐震基準木造建築物のうち、接合部の仕様を明確化していない平成12年以前のものについては、リフォーム等の機会を捉えて接合部等の状況を確認することを推奨する。(その効率的な確認方法は平成29年5月に「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」として取りまとめられている。)
- ③' 建築基準法の遵守に加え、建築物に対するニーズに応じて、より高い性能の確保を目指すため、防災拠点の機能継続にかかるガイドラインを取りまとめ、必要な対策が講じられるよう周知、支援を行う。

図表2-10 熊本地震における建築物被害の状況(熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書より)



2.3 耐震化の目標

国の基本方針(平成28年改正)では、平成32年までに、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成25年の統計調査の推計「約82%(住宅)、約85%(多数の者が利用する建築物)」から少なくとも「95%(住宅及び多数の者が利用する建築物)」とし、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としている。

耐震化の目標値については、本県の耐震化の現状(住宅で約77%、多数の者が利用する建築物で約83%と全国平均に比べ住宅で5ポイント、多数の者が利用する建築物で2ポイント低い状況にあること)と、事業者数などの供給能力等を考慮して設定する。

なお、設定した目標値は、定期的に検証することとし、住宅については住宅・土地統計調査に合わせて5年ごとに、多数の者が利用する建築物は3年ごとに耐震化率の推計を行うこととする。

(1) 住宅

住宅の耐震化率を、平成32年度末までに85%、平成37年度末までに93%にすることを目標とする。(図表2-11)

この耐震化率の目標を達成するためには、平成28年3月末時点で耐震性が不足していると推計される約7.2万戸の既存住宅を、約2.1万戸とする必要があるが、滅失や空き家化が一定進むことを見込み、約1.5万戸の耐震改修を実施することを目指す。

図表2-11 住宅の耐震化の目標

	現況 (H27年度末)	中間目標 (H32年度末)	目標 (H37年度末)
耐震化率	77%	85%	93%
耐震性不足の住宅の戸数	7.2万戸	4.7万戸	2.1万戸

(2) 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標は図表2-12に掲げるとおりとする。

図表2-12 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標

対象建築物	対象棟数	H37 年度末
要緊急安全確認大規模建築物	60	概成
防災拠点建築物	163	概成
避難路沿道建築物	332 (内、全閉塞を起こす建築物※は 16)	全閉塞を起こす建築物 について概成

※ 前面道路幅員以上の高さの鉄筋コンクリート造建築物

(3) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物全体の耐震化率は平成 32 年度までに 93%、平成 37 年度末までに 97%にすることを目標とする。(図表2-13)

図表2-13 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

		現況 (H27 年度末)	中間目標 (H32 年度末)	目標 (H37 年度末)
耐震化率		82.8%	93%	97%
	公共	91.4%	98.8%	100%
	民間	71.4%	85.1%	93.3%
耐震性の 不足する 棟数		347	146	61
	公共	97	13	0
	民間	250	133	61

第3章 耐震化促進のための施策

3.1 県、市町村、事業者等の役割分担の考え方

県は、図表3-1に示すとおり、役割を果たすとともに、市町村、事業者等と相互に連携をはかりながら、建築物の耐震化を促進していく。

図表3-1 役割分担

	所有者 建築物	県	市町村	技術者 建築関係	団体 建築関係
耐震診断・耐震改修の実施	●				
耐震改修促進計画の策定		●	●		
公共建築物の耐震化		●	●		
耐震化に関する知識の普及・啓発		●	●		●
耐震化への補助		●	●		
所有者等への適切なアドバイス				●	●
技術者養成		●			●

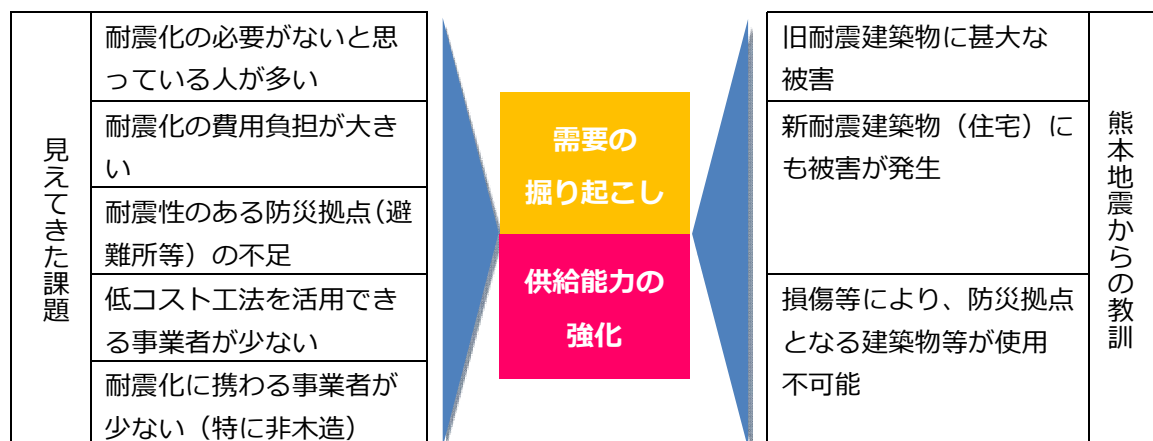
3.2 取組方針

本計画では、「2.2 見えてきた課題と熊本地震からの教訓」を踏まえ、「需要の掘り起こし」、「供給能力の強化」を主な取組方針とし、全ての建築物の耐震化の促進を目指す。（図表3-2）

需要の掘り起こしについては、図表3-3に掲げる施策に、供給能力の強化については図表3-4に掲げる施策に取り組む。

加えて、新耐震基準で建築された木造建築物のうち平成12年以前のもの及び防災拠点等となる建築物については、国のガイドライン等に基づく対応の検討・推進強化を行う。

図表3-2 これまでの取組から見えてきた課題と取組方針



また、建築物の構造部材の耐震化と併せて総合的な安全対策も進めていく。

図表3-3 需要の掘り起こし

施策	住宅	耐震診断義務付け対象建築物	多数の者が利用する建築物
支援制度の継続、見直し及び拡充	●	●	●
情報提供の充実	●	●	●
普及啓発と実態把握			
戸別訪問等による実態把握及び指導	●	●	●
新たな防災拠点建築物の掘り起こし		●	●
相談窓口の設置	●	●	●
自主防災組織との連携	●	●	●
基準適合認定建築物の表示制度の普及		●	●

図表3-4 供給能力の強化

施策	住宅	耐震診断義務付け対象建築物	多数の者が利用する建築物
事業者の育成	●	●	●
技術的支援体制の整備	●	●	
建築物所有者の負担が少ない工法等開発促進	●		

次ページ以降、それぞれの施策を行う建築物について以下のとおり表す。

住宅 :住宅

義務 :耐震診断義務付け対象建築物

多数 :多数の者が利用する建築物

3.3 需要の掘り起こし

「2.2 見えてきた課題と熊本地震からの教訓」でも述べたとおり、建築物の耐震化が進まない最も大きな要因は費用負担に係るものである。そのため、県は引き続き耐震化の支援をするとともに、新たな支援制度についても検討していく必要がある。

また、耐震化の必要性を感じていない建築物所有者に対し、自らの問題、かつ地域の問題として意識して取り組んでもらえるよう、啓発及び知識の普及を継続する必要がある。

(1) 支援制度の継続、見直し及び拡充

住宅

義務

多数

耐震改修等をより一層推進するために、新たな支援制度の創設の検討とともに、地震対策への関心を高めるため、啓発の充実強化や現行の耐震化支援制度の周知を図る。

現在、県で実施している施策として、住宅については住宅耐震化促進事業により、耐震化を推進する市町村に対する、積極的な財政的支援を実施している。

市町村が実施する住宅の耐震化に対する補助制度は、木造については全市町村で制度化されたが、非木造についてはまだされていない市町村が一部ある。それらの市町村には引き続き県から制度化を働きかけていく。

また、その他の建築物については、災害時に拠点となる施設としての地域集会所や医療施設、中小製造業の事務所や工場、私立学校などに対する支援を実施している。(図表3-5)

今後は、住宅においては現行制度の継続とともに、更なる経済的負担軽減の対策として、県内の実態を踏まえたきめ細やかな支援制度の充実化を検討する。併せて、新耐震基準の木造住宅の取り扱いやコンクリートブロック造の公的賃貸住宅の対策についても検討する。また、防災拠点など重要度の高い建築物への支援制度の改善・拡充を検討する。

さらに、地域の実情を踏まえ、地震発生時に通行を確保すべき道路として市町村が指定を検討する道路の実態調査への財政的・技術的支援を行い、市町村の沿道建築物の耐震診断義務化を促進する。

図表3-5 実施している主な県支援策(R7.4時点)※支援制度の詳細は別添資料6による

担当課	事業名	補助対象建築物	補助対象事業		
			耐震診断	耐震改修設計	耐震改修
住宅課	高知県住宅耐震化促進事業	住宅	●	●	●
建築指導課	高知県建築物耐震対策緊急促進事業	耐震診断義務付け対象建築物	●	●	●
南海トラフ地震対策課	地域集会所耐震化促進事業	地域集会所	●	●	●
保健政策課	医療施設耐震診断等支援事業	医療施設	●	●	
	医療施設耐震整備事業				●
	医療施設耐震化促進事業				●
	医療施設耐震対策緊急促進事業		●	●	●
商工政策課	中小企業耐震診断等支援事業費補助金	製造業施設	●	●	
人権・男女共同参画課	隣保館施設整備事業	隣保館			●

(2) 情報提供の充実

住宅

義務

多数

建築物の耐震化を促進するためには、建物所有者等の防災に対する意識向上が必要不可欠である。このため、県では発生するおそれのある地震の概要と地震の危険性等を記載した「高知県防災マップ」を作成し、ホームページで公表している。今後は、地域住民により分かりやすく情報を伝えるために各市町村が作成する市町村地震防災マップに対し、情報提供等適切な支援を実施していく。

また、地震に対する備えや、補助制度に関してもホームページでの情報提供を行っている。(別添資料7)

現在公開しているホームページは、「南海トラフ地震に備えるポータルサイト」、「住宅耐震対策ポータルサイト」などがある。前者では、想定される地震や地震に備える方法、各種補助制度等について、県民にわかりやすく解説しており、後者では住宅の耐震化に関する情報を掲載している。

このほかにも、テレビコマーシャルやパンフレット等(別添資料3)による耐震対策事業の紹介などを行っており、今後も様々な啓発ツールの活用を検討し、情報提供の充実を図る。

(3) 普及啓発と実態把握

住宅

義務

多数

住宅の耐震化の啓発については、セミナーや出前講座の開催などに加え、平成25年度から市町村による戸別訪問の実施を勧奨している。耐震化率などには市町村や地域でばらつきがあり、その実態を把握し、状況に応じた取組を進めることが有効と考えられるため、戸別訪問では啓発に加え、住宅の個別の状況を聞き取り、把握することも併せて勧奨している。

戸別訪問の実施市町村は徐々に増えてきており、今後も2巡目、3巡目の実施や地区カルテの作成などを取り入れながらの取組の継続を市町村に促していく。

また、耐震診断義務付け対象建築物及び多数の者が利用する建築物(耐震不明建築物に限る)の所有者に対して、ダイレクトメールの送付等により引き続き耐震化の状況を把握するとともに、今後は避難路沿道建築物のうち全閉塞を起こす建築物の所有者に対して、市町村と連携し戸別訪問等を行い、確実に耐震診断を推進していく。

さらに、道路啓開計画における地域の防災拠点、避難所等となるホテル・旅館、BCP(Business Continuity Plan(事業継続計画))を策定している建設会社の社屋、災害時の避難者の収容施設などの所有者に対し、防災拠点の重要性を訴求していくこと及び補助制度の周知を行うことで新たな防災拠点建築物を掘り起こし、耐震化を促進する。

(4) 相談窓口の設置

住宅

義務

多数

耐震対策に関する県民からの問い合わせに対応できるように、専門の技術者による常設の相談窓口を引き続き設置する。(図表3-6)

図表3-6 耐震化に関する相談窓口

名称	受付時間・連絡先	相談内容
住宅耐震相談センター	土、日、休日を除く(8:30～17:00) Tel:088-823-9856	住宅の耐震化の補助事業などの支援制度に関すること 住宅の耐震診断、耐震設計、耐震改修に関する専門的な相談
(一社)高知県建築士事務所協会	火曜日・木曜日(13:30～16:30) Tel:088-825-1231 Fax:088-822-1170	建築物の耐震化に関する専門的な相談
	土、日、休日を除く(9:00～17:00) Tel:088-825-1231 Fax:088-822-1170	住宅の耐震診断、耐震設計、建築物の設計に関する無料相談
(公社)日本建築家協会 四国支部 高知地域会	火曜日・木曜日・金曜日(10:00～16:00) Tel:088-856-7898 Fax:088-855-6260	
(公社)高知県建築士会	土、日、休日を除く(9:00～17:00) Tel:088-822-0255 Fax:088-822-0612	
(一社)高知県建設業協会 建築部会	土、日、休日を除く(10:00～17:00) Tel:088-824-6171 Fax:088-824-6173	耐震改修施工会社(工務店等)の紹介等
(一社)高知県中小建築業協会	土、日、休日を除く(9:00～17:00) Tel:088-822-0303 Fax:088-822-0304	住宅の耐震診断、耐震設計、耐震改修に関する無料相談 耐震補強工事施工会社(工務店等)の紹介等
(公財)住宅リフォーム紛争処理支援センター	土、日、休日を除く(10:00～17:00) Tel:0570-016-100	住まいのことならなんでも無料相談

(5) 自主防災組織等との連携

住宅

義務

多数

南海トラフ地震が発生すると、強い揺れと津波による建物の倒壊をはじめ、浸水や、火災、道路の寸断など、甚大な被害が県内全域で想定され、公的な機関による十分な救助活動には限界があることから、自らの命は自ら守る「自助の取組」と併せて、地域全体でお互いが協力し、災害の特性や危険箇所を把握し、地域の避難計画等を作成するなどの助け合いによる「共助の取組」が重要となる。

このことから県は市町村が自主防災組織と連携してさらに取組を進めるよう促していく。

(6) 基準適合認定建築物の表示制度の普及

住宅

義務

多数

耐震改修促進法第22条に基づき、耐震性が確保されている旨の認定を受け、表示することができる制度について、関係団体と連携し、多数の者が利用する建築物等の所有者にその活用の働きかけ等を行うことにより普及に努める。

基準適合認定建築物の表示制度

平成25年の耐震改修促進法改正により、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は「基準適合認定建築物マーク」を建築物に表示することができることとなった。

この制度は、任意の制度であり、建築物の建築時期・規模・用途にかかわらず全ての建築物が対象である。

3.4 供給能力の強化

「2.2 見えてきた課題と熊本地震からの教訓」を踏まえると、掘り起こした需要に対応できるだけの事業者数を確保するとともに、事業者の技術力を向上させることが必要である。

(1) 事業者の育成

住宅

義務

多数

住宅の耐震診断や耐震改修を行う事業者向けの講習会を引き続き開催し、事業者の技術の継続的なレベルアップを図るとともに、新規事業者参入促進のための説明会を引き続き開催し、事業者数の増を図る。

また、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断及び耐震改修を実施することができる事業者を増やすため、これに係る法定講習の受講を推奨していく。

(2) 技術的支援体制の整備

住宅

義務

多数

耐震改修の促進を図るため、住宅及び建築物の耐震化促進事業に関する技術的な支援業務を実施する団体を、「高知県住宅・建築物耐震改修支援機関」として登録する。

なお、支援機関の業務は次のとおりである。

- 住宅・建築物の耐震化の促進に関する情報・資料の収集、整理・提供を行うこと。
- 住宅・建築物耐震化促進事業に携わる事業者に対する技術的な支援を行うこと
- 住宅・建築物耐震化促進事業を実施する市町村に対する技術的な支援を行うこと。

(3) 建築物所有者の負担が少ない工法等の開発促進

住宅

義務

多数

耐震改修の所有者の経済的負担の軽減を図るため、低コスト工法を普及促進させる取り組みを継続するとともに、さらに安価な工法等の開発に関する検討をすすめる。

3.5 建築物の総合的な安全対策

地震による建物被害を防止し、機能継続を図るためには、建築物の構造部材の耐震化のみならず、天井などの非構造部材、建築設備、家具の耐震化等を図る必要があることが、熊本地震で再認識された。このため、以下の項目に示すとおり、建築物の総合的な安全対策を進めていく。

特に防災拠点建築物については、被災時に機能を発揮することが大変重要であることから、機能継続の観点から重点的に取り組んでいく。

(1) ブロック塀の倒壊防止対策

ブロック塀は、地震により倒壊した場合、死傷者が発生したり、避難や救助活動の妨げになるため、対策を講じる必要がある。

特に、緊急輸送道路、避難路及び通学路に沿って存在しているブロック塀については、自主防災組織等を通じ、安全対策についての周知や、自主防災組織等による危険マップ作成に対し、市町村や県が協力を行うなど危険回避対策を講じる。また、ブロック塀の代わりにフェンス・生垣等を設置するなどの、地震時に倒壊しないものへの造替えについて周知及び支援を行う。

また、建築基準法第42条第2項道路等の狹隘道路沿いのブロック塀は、改修等を行う際には位置の後退(セットバック)が必要とされるが、地域の実情によって困難とされるケースもある。このようなケースについては、今後市町と協議・検討し、対策を講じていく。

(2) 窓ガラス、外壁タイルや屋外広告物等の落下防止対策

地震発生に伴い、窓ガラスの破損や外壁タイル、屋外広告物等の落下が起きた場合には、死傷者が発生したり、がれきによる避難・救援活動のための道路の通行に支障をきたすことになる。このため、窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策の重要性を周知すると共に、設置方法や施工及び維持管理の状況について点検を促し、落下防止対策等について、建築基準法に基づく定期報告の提出時や防災査察の実施時等に指導・助言を行う。

(3) 大規模空間を持つ建築物における天井崩落対策

東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が脱落する被害が多数生じたことをうけて、平成26年4月1日に建築基準法施行令等の改正が行われた。この改正により、新築等を行う建築物における特定天井(高さ6m超かつ、水平投影面積200㎡超の吊り天井等)について脱落防止対策に係る新たな技術基準が適用されることとなった。

また、建築物の定期報告に係る調査内容も併せて見直されたことから、定期報告等を活用して特定天井の状況把握に努め、改善が必要な既存建築物の所有者、管理者に対して指導・助言を行う。

(4) 地震時におけるエレベーターの閉じ込め等防止対策

平成21年9月の建築基準法施行令の改正により、既設エレベーターの改修時に戸開走行保護装置の設置や地震時等管制運転装置の設置が求められることとなった。エレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するために、建築物の所有者等及び利用者に既設エレベーターの改修や地震対策、管制運転・安全装置等の整備や改良の必要性について普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行う。

また、東日本大震災においてエレベーターの釣合おもりやエスカレーターが落下する事案が複数確認され、平成26年4月の建築基準法施行令の改正等に伴いエレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策が明確にされたことから、既設エレベーター等についても必要に応じて改善指導を行う。

(5) 給湯器の転倒防止対策

東日本大震災において、住宅に設置されていた電気給湯器がアンカーボルトの緊結が不十分等の原因で多数転倒したため、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定めた告示が平成24年12月に改正され、転倒防止措置の基準が明確化された。また、熊本地震においても、改正告示に対応してないと考えられる給湯器が多く転倒した。

これらの状況を踏まえ、住宅の機能継続の観点からも、建築物における給湯設備の転倒防止対策に関する周知を図る。

(6) 家具の転倒防止対策

高さのある家具は地震時に転倒しやすく、身体への危害に加え、避難や救助活動に支障をきたすことになる。

地震時における、家屋内での安全性を確保するため、家具の転倒防止を県民に呼びかけ、家具の固定促進を図る。

(7) 通電火災の防止対策

地震では、揺れによって一旦停電した場合でも、送電が復旧すると住宅所有者が意図しないまま、家屋内の可燃物が散乱した状態で通電が再開されるため、火災発生の原因となる。このため、一定以上の揺れを感知した場合に自動的に電気を遮断する「感震ブレーカー等」の設置促進を図る。

(8) がけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

建築物に近接してがけ崩れの危険性があるがけ地が存在する場合には、大雨・地震時等のがけ崩れ等により建築物に被害が及ぶ可能性がある。土砂災害警戒区域等の周知など、がけ地周辺における避難も含めた防災・減災対策とともに、既存の建築物擁壁の耐震診断など、耐震化に向けた取組を進める中で、がけ崩れ等に対する建築物の被害軽減対策も効率的かつ効果的に行う。

(9) 瓦屋根の耐震・耐風対策

台風の強風により、建築物の瓦屋根が脱落するなど大きな被害が発生したことから、建築物の瓦の緊結方法を定めた告示の基準が強化された。また、地震発生時には基準に適合しない瓦屋根が脱落・飛散した場合に、死傷者が発生したり、避難時の通行に支障をきたす可能性がある。

このため、県及び市町村は瓦屋根の耐震・耐風対策の必要性を周知するとともに、瓦屋根の対策を実施する必要がある区域を県全域と指定し、基準に適合しないおそれのある瓦屋根に対する支援を行う。

第4章 留意事項

4.1 耐震改修促進法による指導等の実施

耐震改修促進法の改正を受け、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震化の努力義務が課された。

このため、所管行政庁では、建築物の耐震化の適切な実施を確保するために必要があると認める場合は、当該建築物の所有者に必要な指導及び助言を行う。(別添資料8参照)

4.2 他の所管行政庁との連携

耐震改修促進法では、県が指定した要安全確認計画記載建築物であっても報告の受理及び公表は建築物が存する所管行政庁が行うこととなっているため、県は他の所管行政庁(高知市)と連携し、建築物の耐震化を促進する。

4.3 市町村耐震改修促進計画策定に当たっての留意点

耐震改修促進法第6条及び国の基本方針では、市町村は県の耐震改修促進計画に基づき、区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村計画」という。)におおむね次に掲げる事項を定めるよう努めるものとされている。

- (1) 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- (3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策
- (4) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- (5) 建築基準法による勧告又は命令等の実施についての連携
- (6) その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

さらに、必要に応じて、避難路等の道路に関する事項及び避難路沿道建築物に係る耐震診断結果の報告期限に関する事項を定めることができるものとされている。

これらを含めて、市町村が耐震改修促進計画を策定するにあたり留意すべき事項を以下のとおり示す。

- ・すでに全市町村において市町村計画を策定しているが、本計画を勘案し、市町村計画の見直しをすることが望ましい。
- ・特に住宅に関しては耐震化を加速するため、緊急アクションプログラムを策定し、機動的な取組を推進することが望ましい。
- ・市町村営住宅を含む市町村有建築物の耐震化については、市町村計画に位置付け着実に推進すべきである。
- ・避難路等の道路に関する事項については、本計画では広域的な観点から指定している（7ページの緊急輸送道路等の指定の考え方を参照）ため、市町村の災害対策本部と避難所を結ぶ道路など市町村内で完結する道路については、市町村計画への位置づけを積極的に検討することが望ましい。
- ・一定の高さ以上の沿道建築物が耐震診断義務付け対象となる道路（耐震改修促進法第6条第3項第1号）の指定を行わない場合でも、沿道建築物の耐震化を促進する道路（耐震改修促進法第6条第3項第2号）を指定し、耐震化の取組を進めることが有効である。

なお、道路の指定にあたって行う沿道の建築物の事前調査に対しては県が支援を行っている。

4.4 高知県既存建築物耐震対策推進協議会

本県では、地震時の災害に備え、県及び市町村の緊密な連携のもとに、「既存建築物」の地震対策の総合的、計画的な推進を図るため、また、地震発生後の余震等による建築物への二次災害防止対策等を的確に実施するため、高知県既存建築物耐震対策推進協議会（平成 16 年 6 月設置）（担当課：住宅課、建築指導課）を設置している。

本協議会を活用し、計画の周知徹底や、計画推進のための連絡調整を図るものとする。

また、地震発生後の被災建築物に対する応急危険度判定についても、県と市町村及び関係団体が連携を取りながら、的確な実施を図るための体制づくりを確保する。（別添資料9協議会組織概要）

4.5 その他

（１） 地震保険の加入促進

本県では、地震保険の加入世帯率は 25.2%と全国平均よりも 4.0 ポイント下回っているが、平成 27 年度の一年間に契約された火災保険のうち地震保険が付帯されている割合は 84.2%と都道府県別では第 2 位の率となっており、保険の必要性に対する意識が高まってきている（損害保険料率算出機構調べ（平成 27 年度末））。

地震が発生した場合には、倒壊した家屋を持つ被災者は多くの負債を抱えることになる場合が多く、自身の財産を保護するためには、地震保険への加入も有効な手段と考えられることから、県、市町村などは、広報などにより引き続き地震保険の加入の促進に努めることとする。

(2) 被災建築物応急危険度判定等の実施等

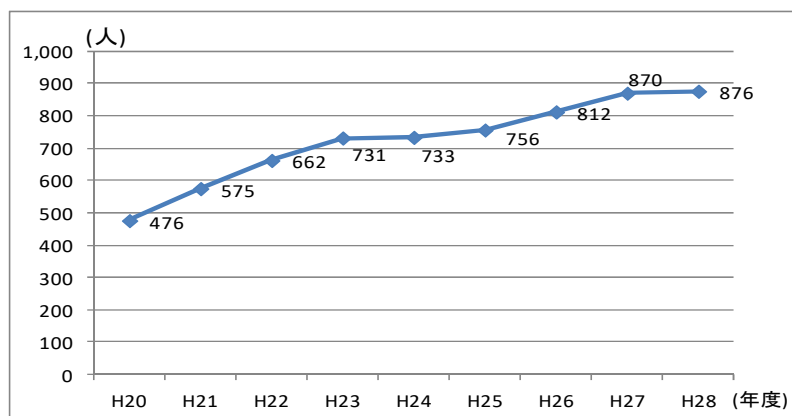
県では、地震により建築物が被害を受けた際、被災建築物等の2次的被害を防ぐことを目的とした応急危険度判定を実施するため、被災建築物応急危険度判定士の登録・育成を進めている。(図表4-1)

応急危険度判定が必要な場合は、市町村は県との連携により判定実施本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設を必要に応じて行うとともに、公営住宅等の公的賃貸住宅の空家住居の提供等を行うこととする。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行う。

図表4-1 被災建築物応急危険度判定士数の推移



(3) 別途定める事項

その他必要な事項は別途定めることとする。

別添資料

別添資料 1 多数の者が利用する建築物・要緊急安全確認大規模建築物の規模要件

別添資料 2 住宅耐震化促進事業費補助金に係る市町村の対応状況一覧（H29.6 時点）

別添資料 3 啓発ツール一覧

別添資料 4 登録事業者制度の概要と事業者数の推移

別添資料 5 低コスト工法講習会開催実績

別添資料 6 耐震診断・改修の促進を図るための県支援策（詳細版）（R7.4 時点）

別添資料 7 公開されている耐震改修促進計画関連ホームページ（H29.4 時点）

別添資料 8 - 1 耐震改修促進法による指導等に関すること

別添資料 8 - 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

別添資料 9 協議会組織概要

別添資料1 多数の者が利用する建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の規模要件

用 途		多数の者が利用する建築物 の要件	要緊急安全確認大規模建築物 の要件
学校	小中学校、義務教育学校、中等教育学校 の前期課程若しくは特別支援学校	2 階以上かつ 1,000 ㎡以上	2 階以上かつ 3,000 ㎡以上
	上記以外の学校	3 階以上かつ 1,000 ㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		1 階以上かつ 1,000 ㎡以上	1 階以上かつ 5,000 ㎡以上
ホーリング場、スケート場、水泳場等その他これらに類する運動施設		3 階以上かつ 1,000 ㎡以上	3 階以上かつ 5,000 ㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			3 階以上かつ 5,000 ㎡以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム他これら に類するもの		2 階以上かつ 1,000 ㎡以上	2 階以上かつ 5,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉セ ンター他これらに類するもの			
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所		2 階以上かつ 500 ㎡以上	2 階以上かつ 1,500 ㎡以上
博物館、美術館、図書館		3 階以上かつ 1,000 ㎡以上	3 階以上かつ 5,000 ㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール他これら に類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行他これらに類するサー ビス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築 物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成 する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			3 階以上かつ 5,000 ㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車 のための施設			
保健所、税務署他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			1 階以上かつ 5,000 ㎡以上等 （敷地境界線から一定距離以 内のものに限る）

別添資料2 住宅耐震化促進事業費補助金に係る市町村の対応状況一覧(H29.6.1 時点)

	木造への補助	非木造への補助	ブロック塀	老朽住宅除却	市町村緊急支援事業				段階的改修	診断を省略して設計から始めるルート	代理受領
					診断無料化	耐震設計上乗せ	耐震改修上乗せ	ブロック塀上乗せ			
高知市	○		○	○	○		○			○	○
室戸市	○	○	○	○	○	○	○			○	○
安芸市	○	○	○	○	○	○	○		○		○
南国市	○	○	○		○	○	○	○		○	○
土佐市	○	○	○	○	○	○	○	○			○
須崎市	○		○	○	○	○		○			○
宿毛市	○	○	○	○	○						○
土佐清水市	○		○	○	○	○	○				○
四万十市	○	○	○	○	○	○					○
香南市	○	○	○	○		○	○				☆
香美市	○	○	○	○	○		○				○
東洋町	○		○	○	○	○	○	○			○
奈半利町	○	○	○	○	○	○	○		○		○
田野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
安田町	○	○	○	○	○	○	○				○
北川村	○	○	○			○	○				☆
馬路村	○		○		○	○					○
芸西村	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
本山町	○	○			○	○	○			○	○
大豊町	○			○		○					○
土佐町	○	○	○	○	○	○	○				○
大川村	○	○			○	○					○
いの町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
仁淀川町	○	○	○								○
中土佐町	○		○	○	○	○	○			○	○
佐川町	○	○	○	○	○	○					○
越知町	○	○	○	○		○	○				○
梶原町	○					○	○				○
日高村	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
津野町	○	○	○	○	○	○	○			○	○
四万十町	○	○	○	○			○	○			○
大月町	○	○	○	○	○	○					○
三原村	○		○	○							
黒潮町	○		○	○	○	○	○	○			○
合計	34	24	30	27	26	28	24	8	5	9	33

○：実施済 ☆：類似制度実施済（代理受領）

別添資料3 啓発ツール一覧

担当課	種別	名称		内容		
南海トラフ地震対策課	パンフレット	「南海トラフ地震に備えちょき」		災害に対する備え、防災に対する知識等の紹介		
住宅課	チラシ	「大丈夫かよ！おまんくは？」		診断・設計・改修補助の紹介	ブロック塀の撤去等・老朽住宅補助の紹介あり	市町村窓口一覧・無料相談窓口案内あり
		「ちゃんと避難はできるかよ！？」		ブロック塀の撤去等補助の紹介	老朽住宅補助の紹介あり	市町村窓口一覧・無料相談窓口案内あり
		おらんく耐震化劇場 （村岡マサヒロ先生によるマンガを掲載）	第1幕 基本編	診断・設計・改修補助の紹介	住宅を倒壊させないことの重要性をアピール	裏面：緊急連絡先等記載シート
			第2幕 津波避難編		住宅の倒壊が津波避難に影響することをアピール	裏面：非常持ち出し品・備蓄品チェックリスト
			第3幕 リフォーム編		リフォームと併せて行う耐震改修のすすめ	裏面：リフォームに関する補助金の紹介
	ポスター	「大丈夫かよ！おまんくは？」		診断・設計・改修補助の紹介		
	マグネットシート	「大丈夫かよ！おまんくは？」		診断・設計・改修補助の紹介		
	のぼり	「耐震改修」 高知県は住宅の耐震化を支援しています！		屋外等イベント用		
				卓上用		
	DVD	住宅の耐震改修～家族の安全・地域の安全の為に！		9分20秒	制度や手続き、工事の流れの紹介	
4分20秒						
模型	通称「ぐらぐらくん」		筋かい等の補強による違いを含め、木造建物の倒壊を再現			

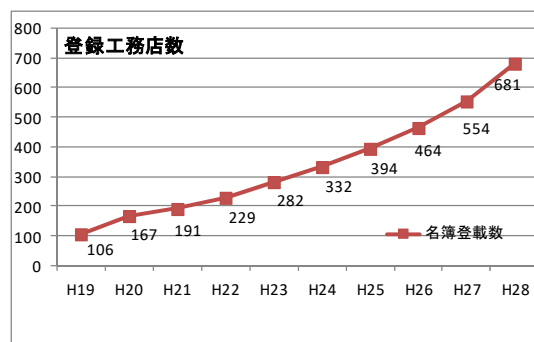
別添資料4 登録事業者制度の概要と事業者数の推移

○ 登録工務店

補助事業の対象となる木造住宅の耐震改修工事を行うことができる

〈登録の要件〉

- ・耐震診断士が所属、又は所属している建築士事務所と連携している工務店
- ・県内に本店又は営業所を有している

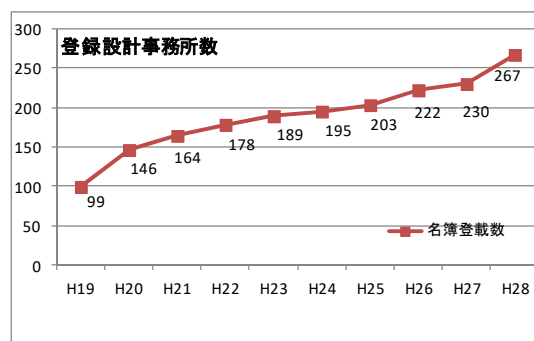


○ 登録設計事務所

補助事業の対象となる木造住宅の耐震改修設計を受託することができる

〈登録の要件〉

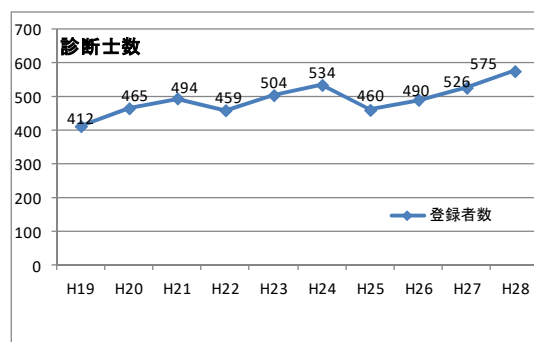
- ・耐震診断士が所属する建築士事務所
- ・県内に本店又は営業所を有している



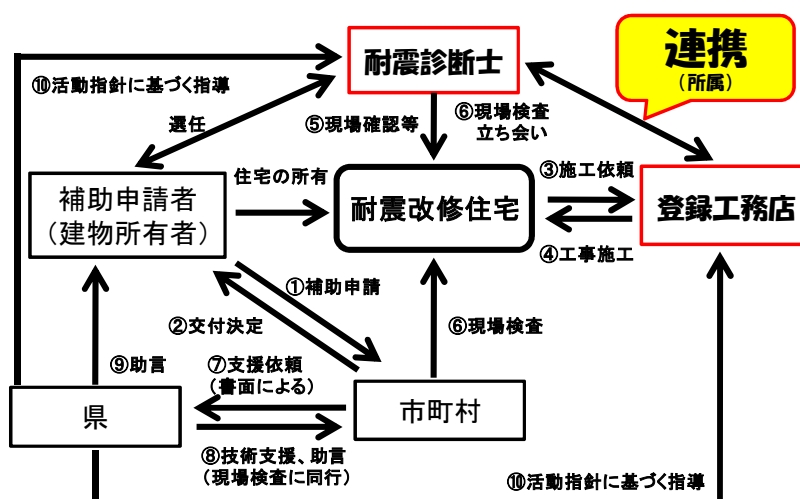
○ 木造住宅耐震診断士

〈登録の要件〉

- ・一級建築士、二級建築士又は木造建築士
- ・県内在住又は在勤の者
- ・養成講習会を受講の上、考査で所定の成績を修めた者



■耐震改修工事のフロー図



別添資料5 低コスト工法講習会開催実績

年度	月日	開催地	出席者数	備考
H25	8月2日	高知市	120	名古屋工業大学高度防災工学センター共催 (愛知県から講師来高)
H26	11月13日	安芸市	20	
	12月20日	高知市	154	名古屋工業大学高度防災工学センター共催 (愛知県から講師来高)
	12月9日	四万十町	20	
	12月27日	四万十市	30	
H27	5月18日	黒潮町	24	兼 事業者登録推進
	5月29日	四万十市	24	
	6月26日	宿毛市	47	兼 事業者登録推進
	9月7日	須崎市	28	兼 事業者登録推進
	9月28日	香美市	16	兼 事業者登録推進
	11月6日	安芸市	16	兼 事業者登録推進
	10月21日	黒潮町	10	
	11月30日	大月町	14	兼 事業者登録推進
	12月12日	高知市	126	名古屋工業大学高度防災工学センター共催 (愛知県から講師来高)
	1月21日	いの町	8	兼 事業者登録推進
	2/2、2/17、3/2、3/16	高知市	約 100	耐震改修技術学校
	2/9、2/24、3/9、3/23	黒潮町	約 30	耐震改修技術学校
H28	7月8日	高知市	126	名古屋工業大学高度防災工学センター共催 (愛知県から講師来高)
	9/18、10/19、10/25、11/9	高知市	約 100	耐震改修技術学校
	9/14、10/5、10/18、11/8	四万十市	約 30	耐震改修技術学校
	11月29日	黒潮町	11	耐震改修技術学校 特別編 (グループ設計実習)
	11月30日	高知市	13	耐震改修技術学校 特別編 (グループ設計実習)

別添資料6 耐震診断・改修の促進を図るための県支援策(詳細版)(R7.4 時点)

事業名/【担当課】	事業の趣旨	補助先	補助対象経費	補助率	補助限度額	実施期間	備考
高知県住宅耐震化促進事業 (耐震診断費補助) 【土木部住宅課】	住宅の耐震性を確保するために 要する費用に対して助成する	市町村	昭和56年5月以前に建築さ れた住宅の耐震診断に要す る経費	負担割合(県1/4、 市町村1/4、国1/2)	84.7千円/戸	H15年度 ～	国制度「住宅・建築物安 全ストック形成事業」活用
高知県住宅耐震化促進事業 (耐震改修設計費補助) 【土木部住宅課】	住宅の耐震性を確保するために 要する費用に対して助成する	市町村	昭和56年5月以前に建築さ れ、診断等で耐震性の不足 が確認できた住宅の耐震改 修設計に要する経費	負担割合(県3/4、 市町村1/4)	356千円/戸	H19年度 ～	—
高知県住宅耐震化促進事業 (耐震改修費補助) 【土木部住宅課】	住宅の耐震性を確保するために 要する費用に対して助成する	市町村	昭和56年5月以前に建築さ れ、診断等で耐震性の不足 が確認できた住宅の耐震改 修工事に要する経費	負担割合(国庫補助 対象事業費の範囲 内: 県1/4、市町村 1/4、国1/2、超え る部分: 県1/2、市 町村1/2)	1,650千円/戸	H17年度 ～	国制度「住宅・建築物安 全ストック形成事業」活用
高知県住宅耐震化促進事業 (木造住宅除却費補助) 【土木部住宅課】	住宅の耐震性を確保するために 要する費用に対して助成する	市町村	昭和56年5月以前に建築さ れ、診断等で耐震性の不足 が確認できた住宅の除却に 要する経費の23%	負担割合(県1/4、 市町村1/4、国1/2)	300千円/戸	R7年度～	国制度「住宅・建築物安 全ストック形成事業」活用
高知県住宅耐震化促進事業 (住宅耐震対策市町村緊急 支援) 【土木部住宅課】	住宅の耐震性を確保するために 要する費用に対して助成する	市町村	住宅の耐震対策を加速化す るための経費、所有者負担 費用の軽減に要する経費等	負担割合(県1/4、 市町村1/4、国1/2)	支援内容によって異なる	H26年度 ～	国制度「住宅・建築物安 全ストック形成事業」活用
高知県住宅耐震化促進事業 (住宅段階的耐震改修支援) 【土木部住宅課】	住宅の耐震性を確保するために 要する費用に対して助成する	市町村	昭和56年5月以前に建築さ れ、診断等で耐震性の不足 が確認できた木造住宅の耐 震改修工事を段階的に行う 経費	負担割合(県1/4、 市町村1/4、国1/2)	1,271千円/戸	H28年度 ～	国制度「防災・安全交付 金事業(効果促進事 業)」活用
高知県建築物耐震対策緊急 促進事業費(耐震診断費補 助事業) 【土木部建築指導課】	南海トラフ地震に備え、不特定多 数の利用者及び避難弱者の安全 並びに緊急輸送道路等の避難路 及び避難所の機能を確保するた め、要緊急安全確認大規模建築物 及び要安全確認計画記載建築物 の耐震化を促進する	市町村	要安全確認計画記載建築物 の耐震診断に要する経費	負担割合(県1/4、 市町村1/4、国1/2)	あり	H25年度 ～	国制度「住宅・建築物安 全ストック形成事業」活用
高知県建築物耐震対策緊急 促進事業費(耐震改修設計 費補助事業) 【土木部建築指導課】	南海トラフ地震に備え、不特定多 数の利用者及び避難弱者の安全 並びに緊急輸送道路等の避難路 及び避難所の機能を確保するた め、要緊急安全確認大規模建築物 及び要安全確認計画記載建築物 の耐震化を促進する	市町村	対象となる建築物の耐震化 のための計画の策定に要す る経費	負担割合(県1/4、 市町村1/4、国1/2)	あり	H25年度 ～	国制度「住宅・建築物安 全ストック形成事業」活用
高知県建築物耐震対策緊急 促進事業費(耐震改修費補 助事業) 【土木部建築指導課】	南海トラフ地震に備え、不特定多 数の利用者及び避難弱者の安全 並びに緊急輸送道路等の避難路 及び避難所の機能を確保するた め、要緊急安全確認大規模建築物 及び要安全確認計画記載建築物 の耐震化を促進する	市町村	対象となる建築物の耐震化 に必要な耐震改修又は建替 工事等に要する経費	大規模建築物負担 割合(県1/4、市町 村1/4、国1/2) 計画記載建築物負 担割合(県1/4、市 町村1/4、国1/2)	あり	H25年度 ～	国制度「住宅・建築物安 全ストック形成事業」活用

事業名/【担当課】	事業の趣旨	補助先	補助対象経費	補助率	補助限度額	実施期間	備考
地域集会所耐震化促進事業費補助金 【危機管理部南海トラフ地震対策課】	住まいの近くで避難生活ができるよう、自治会等が所有する集会所や公民館等を避難所として活用するため、市町村が実施する耐震診断・耐震設計・耐震改修事業について補助金を交付する	市町村	対象となる建築物の耐震診断・耐震設計・耐震改修に要する経費	耐震診断・耐震設計1/4、耐震改修3/10	補助対象経費が補助対象限度額を下回るときは、当該補助対象経費を上限とする。 【耐震診断】 ①面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 ②面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 ③面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内 ただし、設計図書の内容の復元、第三者機関の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,570,000円を加算することができる。 【耐震改修】 耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×93,300円 ただし、建替え及び除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当額とする。	H26年度～	国土交通省「建築物耐震対策緊急促進事業」活用
医療施設耐震診断等支援事業 【健康政策部保健政策課】	大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を行い、地震発生時における適切な医療提供体制の維持を図る	医療施設	耐震診断：昭和56年5月31日以前に建築された病院建築物 設計：昭和56年5月31日以前に建築された未耐震の病院建築物	2/3	あり	H24年度～	国の社会資本整備総合交付金を活用 診断、耐震補強設計の場合は四国耐震診断評定委員会の評定を受けること
医療施設耐震整備事業 【健康政策部保健政策課】	大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を行い、地震発生時における適切な医療提供体制の維持を図る	医療施設	IS値が0.3未満の病院建築物の新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費	50/100	あり	—	国の医療施設提供体制施設整備交付金を活用 建替えの場合は、病床を10%削減
医療施設耐震化促進事業 【健康政策部保健政策課】	大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を行い、地震発生時における適切な医療提供体制の維持を図る。	医療施設	IS値が0.6未満の病院建築物の耐震改修又は建替えに要する工事費又は工事請負費	23/100以内	あり	H24年度～	国の社会資本整備総合交付金を活用 特定行政庁による勧告または指導を受けること
医療施設耐震対策緊急促進事業 【健康政策部保健政策課】	大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を行い、地震発生時における適切な医療提供体制の維持を図る	医療施設	防災拠点建築物又は大規模建築物の耐震診断、設計に要する経費及び耐震改修又は建替えに要する工事費又は工事請負費	耐震診断事業10/10 耐震改修設計事業10/10 耐震化工事(要緊急安全確認大規模建築物)0.115+1/3、要安全確認計画記載建築物(防災拠点)4/5	あり	H26年度～	国の建築物耐震対策緊急促進事業費補助金を活用 診断、耐震補強設計の場合は四国耐震診断評定委員会の評定を受けること
中小企業耐震診断等支援事業費補助金 【商工労働部商工政策課】	南海トラフ地震に備えるため、県内の中小企業者(製造業)の耐震診断等に要する費用を助成することで、早期復旧につなげる	県内で製造業を営む中小企業者であって、BCPを策定しているもの	昭和56年5月31日以前に建築された建築物の耐震診断及び設計に要する費用	2/3	耐震診断133.3万円(第三者機関の評定等に必要経費を100万円まで加算可能) 耐震設計等200万円	H24～	耐震診断及び耐震設計の内容に関し、四国耐震診断評定委員会等の評定を受け、適切と評価を受けること
隣保館施設整備事業 【子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課】	市町村が設置運営する隣保館の施設整備費に要する経費(創設、増築、増改築、改築、拡張、大規模修繕)	市町村(高知市除く)	施設整備費、工事事務費	国1/2以内、県1/4以内	予算の範囲内	終期未定	国庫補助制度

別添資料7 公開されている耐震改修促進計画関連ホームページ(H29. 4時点)

- 南海トラフ地震対策に関する総合的なこと(高知県南海トラフ地震対策課)

「南海トラフ地震に備えるポータルサイト」:<http://www.pref.kochi.lg.jp/sonae-portal/>

- 住宅耐震への補助制度に関すること(高知県住宅課)

「住宅耐震対策ポータルサイト」:<http://www.pref.kochi.lg.jp/jyuutaku/>

- 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化への補助制度に関すること(高知県住宅課)

「高知県建築物耐震対策緊急促進事業について」:

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171901/2017040700171.html>

- 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表(高知県建築指導課)

「要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表について」:

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/172901/2016120200105.html>

- 耐震診断・耐震改修を実施する建築士事務所(日本建築防災協会)

「耐震診断・耐震改修実施事務所一覧」:

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/soudan/jimusyow.html>

別添資料8－1 耐震改修促進法による指導等に関すること

所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の所有・管理者に対して、耐震診断等を行い耐震化の状況調査をするなどの指導をし、耐震診断の結果、耐震性の劣る建築物については、その所有者・管理者に対して耐震改修等の対策を行うよう指導することとする。

指導に当たっては、立入調査等適切に行い、耐震化についての助言等を行う。また、その建築物の耐震化に係る計画等の報告を受け、進捗状況について管理し、関係する市町村との連携により適切な指導を継続して行うこととする。

(1) 指導、助言の方針

a 指導、助言を行う建築物

耐震改修促進法第12条第1項(附則第3条第3項で準用する場合を含む。)第15条第1項、第16条第2項及び第27条第1項に規定に基づく指導・助言の対象となる建築物のうち、所管行政庁が耐震診断・改修の的確な実施を確保するため、必要と認める建築物とする。

b 指導の方法

「指導」及び「助言」は、既存建築物の耐震診断、耐震改修の必要性を説明して耐震診断等の実施を促し、その実施に関し相談に応じる方法で行う。

(2) 指示の方針

a 指示を行う建築物

耐震改修促進法第12条第2項(附則第3条第3項で準用する場合を含む。)、第15条第2項及び第27条第2項に規定する建築物とし、耐震診断の指示を行う優先順位は、①災害時に機能確保が必要な建築物、②災害時に要援護者等の利用する建築物、③その他不特定多数の者が利用する建築物、④危険物の貯蔵場又は処理の用途に供する建築物の順に建築物の状況等により指示を行う。

耐震改修の指示を行う優先順位は、原則として、「用途」と「耐震性能」を勘案して行うものとする。

b 指示の方法

指導及び助言を行っても耐震診断、耐震改修を実施されない場合において、その実施を促し、さらに協力が得られない場合には、具体的に実施すべき事項を明示した指示書を交付する等の方法で行う。

(3) 公表の方針

a 公表を行う建築物

所管行政庁による指示に従わず、耐震診断又は耐震改修が行われない場合には、その利用者や周辺の住民に対してその危険性を明らかにする必要がある。

そのことが指示の実効性を確保する上で有効であることから、社会的影響が大きいと予想されるものや所有・管理者が正当な理由なく指示に従わなかった場合には、耐震改修促進法第 12 条第 3 項(附則第 3 条第 3 項で準用する場合を含む。)、第 15 条第 3 項及び第 27 条第 3 項の規定に基づき、公表を行う。

b 公表の方法

「公表の方法」については、法に基づく公表であることや、県民に広く周知できることなどから、今後の対策に結びつくこと等を考慮する必要があり、所管行政庁のホームページへの掲載や各事務所(土木事務所、市町村役場)において掲示を行い、県民が閲覧できるようにする。

別添資料8-2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

所管行政庁は、公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合等に次の措置を行う。

- ①構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、速やかに建築基準法第 10 条第 3 項による命令
- ②損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の勧告や同条第 2 項の命令

別添資料9 協議会組織概要

高知県既存建築物耐震対策推進協議会規約

平成 16 年 6 月 22 日
一部改正 平成 21 年 2 月 10 日
一部改正 平成 27 年 6 月 22 日
一部改正 令和4年3月11日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、高知県既存建築物耐震対策推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県内の既存建築物に関する耐震改修を推進するため、県、市町村及び建築関係団体が連携して、既存建築物の耐震性の向上、被災建築物の応急危険度判定の実施に係る体制整備及び既存建築物のアスベスト対策の促進を行い、既存建築物の地震に対する安全性の向上と、余震による二次災害を防止することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

(1)木造住宅の耐震改修の促進に関すること

- ア 「木造住宅耐震診断事業」の円滑な推進
- イ 住宅耐震相談窓口の整備
- ウ 「住宅耐震改修技術者育成事業」の円滑な推進
- エ 木造住宅耐震診断士養成及び講習会の実施

(2)特定建築物等の耐震改修の促進に関すること

- ア 「既存建築物耐震改修促進・実施計画(高知県版)」の円滑な推進
- イ 県、市町村及び建築関係団体の相互支援・協力体制の整備
- ウ 耐震診断及び改修に関する技術者の養成及び講習会の実施
- エ 耐震診断及び改修に関する普及啓発及び相談窓口の整備

(3)被災建築物応急危険度判定の体制整備、推進に関すること

- ア 市町村における実施体制の整備、応急危険度判定士への連絡体制の整備
- イ 県、市町村及び建築関係団体との相互支援・協力体制の整備
- ウ 全国・中四国応急危険度判定協議会等との連携
- エ 被災宅地危険度判定制度との連絡・協力体制の整備

(4)既存建築物のアスベスト対策の促進に関すること

- ア 改修、解体によるアスベスト含有調査の周知
- イ 改修、解体によるアスベストの適切な除却事業の促進
- ウ 県、市町村及び建築関係団体の相互支援・協力体制の整備

(5)その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の構成)

第4条 協議会の会員は、高知県、県内市町村及び建築関係団体等により構成され、別紙会員名簿のとおりとする。

第3章 役員

(役員、職務)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

部会長 4名(1部会に1名)

- 2 役員は、協議会において会員のうちから選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 5 部会長は、部会の会務を執行する。

第4章 会議

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、協議会の会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第5章 部会

(部会)

第7条 協議会は、協議会の運営及び事業の遂行のため、「木造住宅耐震診断相談部会」、「木造住宅耐震改修技術者育成部会」、「特定建築物等耐震対策部会」及び「応急危険度判定部会」の4部会を設置する。

- 2 部会の運営に関する事項の決定並びに部会のメンバーの選任は、協議会が行う。
- 3 部会は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 4 部会長は、必要に応じて部会の活動内容を協議会に報告しなければならない。
- 5 部会の事務を処理するため、部会毎に事務局を置く。

第6章 雑則

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、高知県土木部住宅課及び建築指導課に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この規約は、協議会の設立の日から施行する。

附則

- 1 この規約は、平成21年2月10日から施行する。

附則

- 1 この規約は、平成27年6月22日から施行する。

附則

- 1 この規約は、令和4年3月11日から施行する。

「建築物の耐震改修促進に関する法律」に基づく
高知県耐震改修促進計画

平成 19 年 3 月（第 1 期計画）

平成 21 年 3 月一部改正

平成 27 年 8 月 13 日一部改正

平成 27 年 11 月 24 日一部改正

平成 28 年 2 月 12 日一部改正

平成 28 年 6 月 24 日一部改正

平成 29 年 12 月 18 日全面改定（第 2 期計画）

平成 31 年 3 月 29 日一部改正

令和 2 年 7 月 20 日一部改正

令和 3 年 3 月 22 日一部改正

令和 4 年 3 月 17 日一部改正

令和 5 年 4 月 3 日一部改正

令和 6 年 3 月 25 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

高知県土木部建築指導課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

電 話 (088) 823-9891

FAX (088) 823-4119

ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/>